

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第1次回答

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)

## 提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)

## 提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

個人情報保護委員会において、おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に困窮する低額所得者」が対象者になると整理しており、地方公共団体で定める独自利用事務の根拠規範が、対象者を含め法定事務と趣旨・目的を同じくすると認められる場合には、個人情報保護委員会規則で定める要件に合致するものとする。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)

## 提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

# 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第1次回答

管理番号

154

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)

## 提案団体

京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。

## 具体的な支障事例

### 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

### 【支障事例】

上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。

本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。

そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。

なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二31の項  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報連携ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 内閣府 第1次回答

管理番号	155	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

- 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。
- 就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。
- 各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。
- 高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。
- 「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。
- 具体的な支障事例は以下のとおりである。
- [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。
- [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

## 各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号	155	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

- 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。
- 就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。
- 各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。
- 高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。
- 「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。
- 具体的な支障事例は以下のとおりである。
- [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。
- [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

## 各府省からの第1次回答

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号	155	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、特定個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

- 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。
- 就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。
- 各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。
- 高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。
- 「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。
- 具体的な支障事例は以下のとおりである。
- [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。
- [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

## 各府省からの第1次回答

（内閣府の回答を記載）

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

- 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。
- 就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。
- 各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。
- 高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。
- 「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。
- 具体的な支障事例は以下のとおりである。
- [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。
- [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

## 各府省からの第1次回答

高等学校等就学支援金の受給資格の認定に当たって、運用上生活保護受給証明書は保護者等の課税額を証明する書類として課税証明書の代替として使用することができるとしているものであり、マイナンバーの利用により地方税情報を収集できる場合に生活保護関係情報は不要となっています。このため、特定の事務に必要な範囲に限って特定個人情報の利用を可能とするマイナンバー制度上、別表第二の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において生活保護情報を追記することはできないと考えます。その上で、法定事務において必要とされる情報の範囲を超えて、独自利用事務において利用可能な情報を拡大することについては、関係省庁との調整が必要となるものと考えています。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号	155	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和  
(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)

## 提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。

## 具体的な支障事例

## 【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。

その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。

- 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一
- 2 事務に類似性が認められる
- 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内

## 【支障事例】

法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において市町村から入手可能な特定個人情報は、地方税関係情報及び住民票関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。

本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県

- 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、生活保護関連情報を取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付誤りを未然に防ぐことができる。
- 就学支援金事務及び独自利用事務（学び直し支援金支給事務、奨学のための給付金支給事務）において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてもらいたい。
- 各種行政サービスを受ける際の利用者負担金の決定については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に応じて決定するのが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。
- 高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしている為、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものとする。
- 「奨学のための給付金」の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を提出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりに負担が生じている。
- マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。
- 具体的な支障事例は以下のとおりである。
- [準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務：課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。
- [独自利用事務]県立学校等の授業料の減免：課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報に加え、生活保護世帯であるかの確認の情報（生活保護関係情報）が必要。

## 各府省からの第1次回答

まずは、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」を所管する文部科学省にて、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えている。

また、庁外連携を可能とするために、独自利用事務を特定個人情報保護規則にどのように規定するか等については、制度を所管する個人情報保護委員会にてご検討いただくことになると考えている。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報とは、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。

そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

具体的な支障事例1

[準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

[独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

具体的な支障事例2

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

則第3号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大田市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額

[独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

## 各府省からの第1次回答

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 個人情報保護委員会 第1次回答

管理番号	297	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

## 提案団体

九州地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

## 具体的な支障事例1

〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

## 具体的な支障事例2

〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

則第3号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大田市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額

[独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

## 各府省からの第1次回答

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

管理番号

297

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報とは、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。

そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

具体的な支障事例

## 【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

## 具体的な支障事例1

[準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

[独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

## 具体的な支障事例2

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

則第3号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大田市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額

[独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

## 各府省からの第1次回答

(内閣府の回答を記載)

情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号	297	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

## 提案団体

九州地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

## 具体的な支障事例1

〔準ずる法定事務〕感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

〔独自利用事務〕肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

## 具体的な支障事例2

〔準ずる法定事務〕高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

〔独自利用事務〕県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

則第3号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大田市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額

[独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

## 各府省からの第1次回答

高等学校等就学支援金事務において、総所得額、控除額、市町村民税均等割額の情報は不要であることから、マイナンバー制度上別表第二の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務」において、総所得額、控除額、市町村民税均等割額の情報を追記することはできないと考えます。その上で、法定事務において必要とされる情報の範囲を超えて、独自利用事務において利用可能な情報を拡大することについては、関係省庁との調整が必要となるものと考えています。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

管理番号	297	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

## 提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し

## 提案団体

九州地方知事会

## 制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報とは、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要な項目をすべて照会できるように見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【支障事例】

独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。

## 具体的な支障事例1

[準ずる法定事務]感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務;市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。

[独自利用事務]肝炎治療費の助成に関する事務;市町村民税所得割額が必要

## 具体的な支障事例2

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務;市町村民税所得割額が照会項目となっている。

[独自利用事務]県立学校等の授業料の減免;総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

## 【効果】

所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。

情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規

則第3号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府、京都市、加古川市、鳥取県、島根県、大田市、大分県

○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報保護委員会規則第3号により定められたが、準ずる法定事務での情報照会では、本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づく子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務:総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額

[独自利用事務]重度心身障害者等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。

[準ずる法定事務]児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額

[独自利用事務]こどもの医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、控除額、一般扶養者数が必要。

[準ずる法定事務]児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務:控除額、扶養状況

[独自利用事務]ひとり親等の医療費助成に関する事務:準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、総所得額、公的年金等収入額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要。

○独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。

[準ずる法定事務]高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務:市町村民税所得割額しか照会できない。

[独自利用事務]就学援助事務:所得金額、配偶者控除の有無、扶養人数が必要。

○具体的な支障事例は以下のとおりである。

[準ずる法定事務]難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務:市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目

[独自利用事務]特定不妊治療費の助成に関する事務:総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要

○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者の負担軽減に繋がらない。

## 各府省からの第1次回答

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報は準ずる法定事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。